

平成29年度 緑いきいき助成金 解 説

緑いきいき助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、（緑区内もしくは）横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障がい福祉推進事業の支援を目的として実施します。

1 助成対象団体

- ① 原則として緑区に活動拠点を置き、緑区もしくは横浜市の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体ならびに特定非営利活動法人（一般・認定・指定含む）もしくは、一般・公益社団法人を対象とする。（ただし一般・公益社団法人については作業所・グループホーム等を運営している法人に限る）
- ② 原則として緑区に活動拠点を置き、緑区もしくは横浜市の障がい福祉推進のために事業を行う障がい当事者及び家族団体ならびに特定非営利活動法人（一般・認定・指定含む）もしくは、一般・公益社団法人を対象とする。（ただし一般・公益社団法人については作業所・グループホーム等を運営している法人に限る）

◆代表者宅、団体事務所が緑区外であっても、事業の対象地域が緑区内であれば対象となります。

◆単一家族で構成される団体は対象外とします。

◆法人は、特定非営利活動法人（一般・認定・指定含む）もしくは一般・公益社団法人（作業所・グループホームを運営している団体に限る）を対象とし、社会福祉法人は対象になりません。

◆代表者もしくは連絡担当者は会計担当者と重複しないこと。（円滑な団体運営を行っていく上では、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため）

◆代表者・連絡担当者・会計責任者は必ず団体のメンバーでなければなりません。

◆会計責任者が、代表者または連絡担当者と住居または生計をともにしている場合、申請は受け付けません。

2 助成対象事業

- ① 複数の横浜市民を対象とする、区内もしくは市内で行う事業
※障がい当事者が行う宿泊事業については、市外も対象とします。
※特定個人のみを対象とした事業は申込ができません。
- ② 非営利な事業
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない事業
- ④ 政治上の主義を推進することを目的としない事業
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業

※公的サービスとは、介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者総合支援法に基づくサービス、一般行政サービス（高齢者・障がい者食事サービス事業等）、横浜市からの補助・委託（横浜市市民活動推進基金、ヨコハマ市民まち普請事業、親子のつどい広場事業等）、横浜市の事業として協定を結んだ事業（元気づくりステーション事業等）、区づくり推進事業 など。

※公的サービス事業を実施している団体で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合も対象とはなりません。

- ⑥ 緑区社会福祉協議会（以下「区社協」という）及び横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という）からの補助・委託（よこはまふれあい助成金（過去に団体自立支援助成枠の助成を受けたことのある団体も含む）、市社協善意銀行配分、在宅障害児者家庭援護事業、障害者福祉団体活動支援事業等）を受けていない事業。また、他区のよこはまふれあい助成金を財源とした助成金を受けていない事業。
- ⑦ A・B・C区分については市社協の福祉バスを利用しない事業
- ⑧ 送迎活動を行う団体については、道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供していること
- ⑨ 安定した団体運営と事業の継続性の観点から、収入合計から前年度繰越金・積立金を除いた額の20%以上（小数点第一位を切り捨て）の自主財源を確保していること

※自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、緑いきいき助成金以外からの財源のことをいいます。

自主財源率の計算式

$(\text{自主財源}) \div (\text{収入合計} - \text{前年度繰越金} \cdot \text{積立金}) \times 100 = \text{自主財源率 (20\%以上あること)}$

- ◆ 申請事業以外の事業についての会議、役員会、打合せ会、特定の目的のために資金を集める事業（バザーやチャリティーコンサート、募金など）は対象外とします。
- ◆ 親子サークルや単位老人クラブ、趣味のサークル等が行う「主に自助を目的とする事業（自主事業）」は対象外とします。（ただし、障がい当事者の自主事業は対象とします。）
※自助を目的とする事業（自主事業）とは、当事者のみで行われている団体活動（支援する第三者が主体となっていない事業）のことをいいます。
- ◆ サロン事業は、占有できる場所で開催しているものに限りません。

3 助成区分

助成区分一覧のとおり、A～Fの6区分に分かれます。

4 助成の制限

- ① 申込は原則として1団体1事業とします
※地区社会福祉協議会に関してのみ、B・D区分を除く各区分にそれぞれ1事業を申請することができます。
- ② 申込書の繰越金が収支予算の収入合計の25%（小数点第一位を切り上げ）を超えるものは申込できません。

前年度繰越金の割合の計算式

$(\text{前年度繰越金}) \div (\text{収入合計}) \times 100 = \text{前年度繰越金の割合 (25\%以内であること)}$

- ③ 以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込は不可とします。
- ・ 利用対象者及び、活動者が概ね半数以上重複すること。
 - ・ 振込先が同一であること
 - ・ 同一の区分において、主たる役職者（代表者等）が複数の団体に属している場合
（地区社協・障がい者団体連合会等の地域あるいは分野の連合組織は除く）
- ④ 前年度からの継続申込団体は、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は、同一区分での申込ができません。
- ただし、助成条件（実施回数・参加者数）の80%以上を満たしており、かつやむを得ない事由（悪天候・天災、流行性疾患の慢性等）がある場合は、次年度も同一区分での申込は可能です。なお、助成条件を満たせなかった事由が、団体都合の場合は、運営委員会にて審議されます。（C③区分とF区分を除く）
- 平成29年度新規に事業を立ち上げる団体については、別途書類を提出していただくこととなります。
- ⑤ 今年度、新規申込団体のうち、次の助成区分に申し込む団体は、平成29年1月、2月、3月の活動実績が必要となります。ただし、サービス利用者数、障がい当事者数に関する条件については、助成区分一覧と同一です。それ以外の助成区分については、活動実績は必要ありません。

助成区分	助成条件
A-①	(1) 毎月実施し、合計9回以上
	(2) 毎月実施し、合計50回以上
A-②	(1) 毎月実施し、合計5回以上
	(2) 毎月実施し、合計38回以上
A-③	(1) 1～3月中に2回以上
	(2) 毎月実施し、合計25回以上
A-④	(1) 1～3月中に1回以上実施
	(2) 毎月実施し、合計13回以上
A-⑤	事業を実施していること
B-①	毎月実施し、合計9回以上
B-②	毎月実施し、合計5回以上
B-③	1～3月中に2回以上実施
C-①	毎月実施し合計9回以上
C-②	毎月実施し合計5回以上

※B-④区分（障がい当事者等による宿泊、日帰りハイク事業）については平成28年4月～29年3月までの実績が必要となります。

- ⑥ 助成額については、申込多数の場合、減額調整することがあります。
- ⑦ 必要に応じて、会員名簿や会計報告などの提出を求めることがあります。
- ⑧ 会費制の団体の場合、利用料について会員と非会員の差が2倍を超える場合は、申し込みは不可とします。 例) 会員利用料300円、非会員利用料700円の場合の申し込みは不可。

5 対象経費

①助成対象経費は「科目の説明（てびき16ページ）」のとおりです。

※食材費・パーティ等の飲食経費は、助成対象外経費となります。

②ボランティア費用弁償および講師謝金について

下記の基準額（助成対象）を超える場合は、自主財源で対応してください。

経費	基準額		備考
ボランティア費用弁償 ※コーディネーター人件費もこれに準ずる。	1人	1,000円/回	・市社協の基準をもとに設定 ・往復の交通費と昼食代相当額
	1団体	5,000円/回	
講師謝金	大学教授 医師またはこれと同等な者	15,000円/時間	・社協の基準をもとに設定 ・片道100kmを超える遠隔地から講師を招聘する場合は、別途交通費（実費）を支給することができる。
	准教授またはこれと同等な者	12,000円/時間	
	講師、専門学校教員、社会福祉施設長またはこれと同等な者	5,000円/時間	
	社会福祉職員等	2,500円/時間	

例) ボランティア費用弁償を1人1,200円支払う場合、基準額1,000円よりオーバーする200円は自主財源から支払う。

③保険料について

全社協の保険料（ボランティア活動保険（天災Bプラン710円が基準額）、ボランティア行事保険、福祉サービス総合補償、送迎サービス保障）を基準とし、それ以上の額の保険に入る場合は、超える額を自主財源で対応してください。

【ボランティア活動保険・ボランティア行事保険の場合】

種類	保険料		備考
ボランティア活動保険	基本タイプ	Aプラン 350円 Bプラン 510円	・いずれも、保険料は1年間の金額 ・AプランとBプランは補償額の違い ・対象はボランティア従事者
	天災タイプ	Aプラン 500円 Bプラン 710円	
ボランティア行事保険	Aプラン (宿泊を伴わない行事)	A1 28円/1人	・対象はボランティア従事者および参加者 ・A1・A2・A3は行事の内容で決まる。(A3の方が危険度の高い内容)
		A2 126円/1人	
A3 248円/1人			
Bプラン	1泊2日 239円/1人		
	2泊3日 293円/1人		
	3泊4日 298円/1人		
	4泊5日 352円/1人		
	5泊6日 357円/1人		
	6泊7日 362円/1人		

例) ボランティアに対し年間800円（1名につき）のスポーツ安全保険に入りたい場合、ボランティア活動保険（天災Bプラン）710円までは対象とするが、オーバーする90円は自主財源で対応する。

④事前準備経費について

事前準備経費については、助成対象経費とします。

＜助成対象となる事前準備費の例＞

- ・申請事業実施のために必要な物品を事前に購入する際にかかる交通費等の経費
- ・申請事業実施のための打合せ（会議）に必要な資料印刷費、会場費等
- ・申請事業実施のための準備作業に必要な担い手の経費や会場費等
- ・事前打合せにかかる担い手や講師の交通費、打合せ会場費等
- ・講演講師の選定のためや講演内容の検討のために参加する講演会参加費、交通費
- ・バス旅行等の下見にかかる経費

6 助成条件・助成限度額・助成件数・助成年限

助成区分一覧のとおりです。

7 申込み

【申込期間】 **平成29年 4月 6日(木)～ 4月27日(木)**

※ 郵送による申込はできません。お手数ですが直接窓口で申し込んでください。

① 申込は、原則、事業の活動をしている区の区社協となります。

ただし、以下の場合は、例外とします。

- ・B-④区分については、通常の活動を行っている区の社協とします。通常の活動といえる活動を行っていない場合、代表者の居住区の社協とします。
- ・団体が正会員となっている区社協でも可とします。

② 事業の範囲や対象者が複数区にまたがっている場合は、原則として事業の中心（一番活動回数が多い区）、もしくは事務所が所在する区や会員となっている社協の助成金に申し込みすることになります。ただし、ハイク事業に関しては代表者の居住区でも構いません。 ※区によって助成名称・内容が違います。

③ 申込書を書き損じた場合は、用紙を複写したものでご提出いただいても構いません。

申込書は、区社協ホームページよりダウンロードできます。

ただし、[申込書はA3両面][共通シートはA4両面]と書式を整えてご提出ください。

④ 助成額の少ない区分から多い区分へ変更する場合は、前年度活動実績が、助成額の多い区分の助成条件を満たしていなくても申込できます。

⑤ 前年度活動実績が、助成条件を満たしていない場合、前年度助成区分より助成額の少ない区分の助成条件を満たせば申込できます。

⑥ 助成額は運営委員会を経て決定します。結果については文書にて通知します。

⑦ 助成金振込先となる**団体専用※**の銀行通帳を必ずご用意ください。

※**団体に係る経費以外の入出金が含まれない通帳（団体名もしくは団体名+代表者名を名義にしてください）**

⑧ 法人が申請する場合には、申請年度の法人全体の予算書及び前年度決算書を提出して下さい。

8 報告

- ① 助成を受けた団体は、報告書を年度終了後、約30日後（平成30年4月30日）までに事務局へご提出下さい。※年度途中での報告書の提出はできません。
- ② 領収書は各団体で年度終了後、5年間は保管しておいてください。また、助成金額の多寡にかかわらず、助成を受けた団体は、申請事業における助成対象内経費の領収書の写しを必ずご提出ください。必要に応じて領収書の確認をさせていただく場合がございます。
- ③ 報告書は、通年事業・単発事業ともに様式4をご提出ください。
- ④ 報告書は、申請した区社協へ提出してください。前年度とは申請先の区社協が変わる場合、申込書と一緒に報告書の写しを申請先の区社協に提出してください。
- ⑤ 社協が事業実施状況の確認を求めた際には応じていただきます。

9 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- ① 助成条件をはじめ各要件を充たしていない場合
- ② 虚偽の申込により助成を受けた場合
- ③ 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- ④ その他助成決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合

※何らかの事情で助成条件を充たせない場合は、必ずその理由を報告書または別紙（様式は問いません）に明記してご報告ください。

10 個人情報の取り扱い

- ① ご提出いただいた書類の団体概要につきましては、横浜市市民協働条例と社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会の保有する情報公開に関する規程に準じて、情報公開をいたします。
- ② 事務局から各団体への連絡（助成決定の可否・その他連絡）は、原則として、団体共通シートに記載してある連絡担当者（代表者と同一の場合も含む）へ行います。助成決定以降、担当者等が変更される場合には、必ず事務局まで文書にてご連絡ください。

◆助成決定した団体へのお願い

この助成金は緑区の区民、団体、企業等の皆様が努力して集めて頂いた「赤い羽根共同募金」が大きな原資になっています。

助成金によって実施する事業のチラシなどには、赤い羽根のマークや「この事業は赤い羽根共同募金の配分金により運営しています」といったメッセージを入れて頂くようご協力下さい。

※本会ホームページからイラストデータをダウンロードできます。

